

東北地方太平洋沖地震に伴う被災地域の信用金庫の お客さまに対する預金の代理払いについて（その1）

平成23年3月28日

当金庫では、避難されている被災信用金庫のお客さまに対し、当金庫より、お客さまのお取引のある被災信用金庫に確認のうえ、当該被災信用金庫に代わって、下記のとおり預金の代理払い（代払）を行うこととしましたので、当金庫窓口までお気軽にご相談ください。

記

- 代払を行う被災信用金庫
宮古信用金庫・石巻信用金庫・気仙沼信用金庫
あぶくま信用金庫・ひまわり信用金庫

- 代払の対象となる預金口座
普通預金および貯蓄預金

- お支払する限度額
1口座について、1日1回、口座の残高の範囲内かつ10万円以内

- その他
 - ・ 払戻請求書は当金庫窓口にご用意しております。
 - ・ お支払にあたっては運転免許証等の本人確認書類が必要となります。なお、本人確認書類をお持ちでない場合は、窓口までお申し出ください。
 - ・ ご不明の点がございましたら窓口までお尋ねください。